名目国内総生産（季節調整系列）

（単位：10億円）

	国内総生産（支出側）	民間最終消費支出	家計最終消費支出	除く持ち家の帰属家賃	民間住宅	民間企業設備	民間在庫品増加	政府最終消費支出	公的固定資本形成	公的在庫品増加	財貨・サービス純輸出	財貨・サービス輸出	財貨・サービス輸入	国民総所得	総固定資本形成	国内総生産（支出側）（除FISIM）	家計最終消費支出（除FISIM）	財貨・サービス輸出（除FISIM）	財貨・サービス輸入（除FISIM）
2012/ 1- 3.	480,496.9	291,578.7	284,754.2	238,210.7	13,349.4	65,159.4	-1,800.9	97,956.8	21,869.3	28.0	-7,643.9	71,966.9	79,610.8	494,886.9	100,378.1	474,279.3	280,684.2	71,681.7	79,610.8
4- 6.	477,968.6	290,560.2	283,670.2	237,123.9	13,616.6	65,123.1	-3,842.3	97,251.8	23,250.9	16.8	-8,008.4	72,125.2	80,133.6	493,396.6	101,990.5	471,795.7	279,621.3	71,840.0	80,133.6
7- 9.	473,049.6	287,763.7	280,787.8	234,259.2	13,800.6	62,835.0	-2,421.8	97,567.3	23,808.4	55.3	-10,358.8	67,829.9	78,188.7	488,203.7	100,444.0	466,981.3	276,823.7	67,544.7	78,188.7
10- 12.	471,463.8	289,443.1	282,375.9	235,834.5	14,357.7	61,899.2	-3,573.2	97,957.9	24,258.3	7.7	-12,886.9	67,612.9	80,499.8	487,009.4	100,515.2	465,441.8	278,447.1	67,327.7	80,499.8

＊年率で表示している。
＊総固定資本形成＝民間住宅＋民間企業設備＋公的固定資本形成
＊1994年1-3月期～直近期の原系列に季節調整をかけている。

名目国内総生産（季節調整系列）　（前期比）

（単位：%）

	国内総生産（支出側）	民間最終消費支出	家計最終消費支出	除く持ち家の帰属家賃	民間住宅	民間企業設備	民間在庫品増加	政府最終消費支出	公的固定資本形成	公的在庫品増加	財貨・サービス純輸出	財貨・サービス輸出	財貨・サービス輸入	国民総所得	総固定資本形成	国内総生産（支出側）（除FISIM）	家計最終消費支出（除FISIM）	財貨・サービス輸出（除FISIM）	財貨・サービス輸入（除FISIM）
2012/ 1- 3.	1.4	1.3	1.3	1.6	-1.9	-2.5	(0.3)	1.6	8.1	(-0.0)	(-0.0)	2.8	2.7	1.3	-0.3	1.4	1.4	2.9	2.7
4- 6.	-0.5	-0.3	-0.4	-0.5	2.0	-0.1	(-0.4)	-0.7	6.3	(-0.0)	(-0.1)	0.2	0.7	-0.3	1.6	-0.5	-0.4	0.2	0.7
7- 9.	-1.0	-1.0	-1.0	-1.2	1.4	-3.5	(0.3)	0.3	2.4	(0.0)	(-0.5)	-6.0	-2.4	-1.1	-1.5	-1.0	-1.0	-6.0	-2.4
10- 12.	-0.3	0.6	0.6	0.7	4.0	-1.5	(-0.2)	0.4	1.9	(-0.0)	(-0.5)	-0.3	3.0	-0.2	0.1	-0.3	0.6	-0.3	3.0

＊（　）内の数値は寄与度。
＊1994年1-3月期～直近期の原系列に季節調整をかけている。

公　告

諮　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第１３号
宮崎市佐土原町下田島10460番地４
債務者　小出セツ子
1　決定年月日時　平成25年３月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川谷慎一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月14日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第５１６号
奈良市中町4992番地の４
債務者　奥田畳店こと　奥田　喆雄
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上松　晋也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月14日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第１４号
佐賀県杵島郡白石町大字福吉1156番地３
債務者　白濱　悦子
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　圷　　悠樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月15日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第１５号
佐賀県武雄市橘町大字片白9517番地６
債務者　白濱　隆博
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　圷　　悠樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月15日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第１９３号
名古屋市北区田幡２丁目14番８号　田中ビル505号
債務者　小林　孝浩
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森田　清則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月29日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４４号
奈良市鳥見町３丁目６番地の23
債務者　福井　元起
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川真田リエ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月15日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第１２号
茨城県守谷市百合ケ丘２丁目2633番地の１
ドリームピアA101
債務者　橋本　涼子（旧姓玉那覇）
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒田　綾香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月31日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第７４３号
埼玉県越谷市大字平方1771番地37
債務者　澤　　宏明
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡本　　毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月31日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係